

「港湾法施行規則の一部を改正する省令案及び関係告示案」 に対する意見

2023年7月28日、国土交通省は、「港湾法施行規則の一部を改正する省令案及び関係告示案」について、意見募集を開始した。

物流委員会は、以下の通り、意見を取り纏め、同年8月25日に国土交通省に提出した。

1. 国土交通大臣への届出の定めについて

<該当箇所>

「港湾法施行規則の一部を改正する省令案及び関係告示案」2.改正の概要 (1) ③
サイバーポート(港湾物流)又はサイバーポート(港湾インフラ分野)を使用する者の国土交通大臣への届出について定める。

<意見の具体的内容>

サイバーポート(港湾物流)は、現状100%民-民間の情報のやり取りを司る電子情報処理組織と理解しているが、民-民間の情報流通においても国土交通省への届出について定めるとしている。

情報処理におけるセキュリティや会社情報の開示に関わる定めとなる事も踏まえ、どのような届出事項を想定されているか、予め開示頂きたい。

<意見の理由>

システムの利用に際しては各種の利用登録を行うことが一般的であるが、法令に基づく届出となれば、届出内容等によってはシステム利用者の増減にも影響が出るものと予想されることから、この定めを制定するための議論が必要ではないかと思料する。

以上